

空家等活用支援事業補助金

市では、市内の空き家を地域の交流拠点として活用しようとする方に対して、空き家の改修費用の一部を補助します。

利用できる方 市内の空き家を地域の交流拠点として3年以上活用する見込みのある団体または個人

※地域の交流拠点とは：地域活動や地域住民の交流場所となる拠点 ※カフェ、食堂等も可

補助対象となる空き家の条件をすべて満たす建築物

▽居住その他の使用が1年以上なされていないことが常態である建築物

▽建築基準法、都市計画法等の法令に適合している建築物

補助対象事業 空き家を地域の交流拠点として活用するための改修工事ならびに工事に付帯する備品の購入および設置にかかる費用

補助額 改修費用の2分の1（上限50万円）

問い合わせ 住宅課住宅政策係

▽耐震性が確保されている建築物

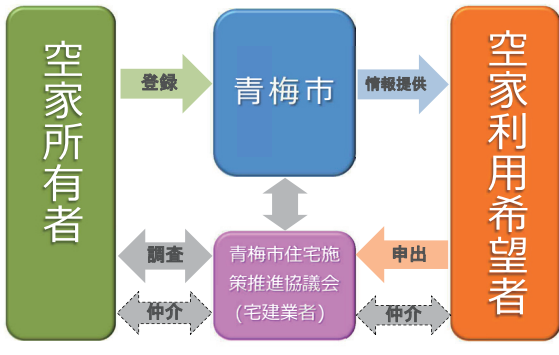
青梅市空家バンクにご登録ください

市では、市内の空き家を有効に活用し、地域を活性化するため「青梅市空家バンク」を開設しています。

空き家をお持ちの方は、住宅課（市役所5階）までぜひご登録ください。

詳細は市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 住宅課住宅政策係



平成29年市議会定例会 5月招集集議

平成29年青梅市議会定例会5月招集集議が、5月10日（水）午前10時から予定されています。

予定されている内容は、議案審議などです。

原則として、どなたでも傍聴できますので、お

出かけてください。

青梅市議会では、ホームページで定例集議の概要や市議会議員の紹介など市議会の情報をお伝えしています。

本会議の様子はインターネット中継しており、パソコンの他、スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけます。また、本会議録および委員会記録についても会議録検索システムによりご覧いただけます。

お問い合わせ 議会事務局

臨時福祉給付金（経済対策分）の申請受付をしています

6月30日までに申請を

対象と思われる方はお早めに申請書の提出をお願いします。

支給対象者 基準日（平成28年1月1日）に、青梅市に住民票のある方で、28年度市民税・都民税が非課税の方

※配偶者からの暴力を理由に避難している方等で、他の市区町村から住民票を移さずに青梅市にお住まいの方は、青梅市で申請を受け付けている場合がありますので、臨時福祉給付金担当へご相談ください。

※ご自身を扶養している方が課税されている場合および基準日において次の方は、対象となりません。

①生活保護制度の被保護者

②中国残留邦人等に対する支援給付の受給者

③国立ハンセン病療養所等入所者家族生活支援費の受給者

④国立ハンセン病療養所非入所者給付金（援護加算分）の受給者

支給額 支給対象者1人につき1万5千円（1回のみ）

申請手続 29年6月30日（消印）までに郵送または直接臨時福祉給付金担当窓口（市役所6階）へ申請書を提出してください。

サギ行為にご注意ください

臨時福祉給付金等の手続で、市役所などからATM（現金自動受払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。

不審な電話がかかってきた場合は、青梅警察署 ☎22・0110へご連絡ください。

問い合わせ 住宅課住宅政策係

中小企業（製造業）を支援します おうめものづくり支援事業募集

市では製造業等を営んでいる中小企業の方を支援する「おうめものづくり支援事業」を実施します。

支援事業の内容は別表のとおりで、平成29年4月1日以降の事業が対象になります。

対象となる方

▽市内中小企業：市内に住所（個人、所在地（法人）があり、かつ、市内に営業（製造部門）の本拠を有する中小企業（製造業）の方

▽市内中小企業：市内に住所（個人、所在地（法人）があり、かつ、市内に営業（製造部門）の本拠を有する中小企業（製造業）の方

▽中小企業：市内で新たに製造業を起そうとしている方、市内の工業地域等に新たに進出しようとしている製造業の方

▽施設所有者：市内の工業地域等に新たに進出しようとしている製造業の方に施設を賃貸する方

※中小企業：従業員300人以下、または資本金3億円以下

申請に必要な書類 申請書（市役所3階商工観光課）に配布、市ホームページに掲載）▽市税納税証明書▽登記事項証明書（法人）、住民票（個人）▽定款（法人のみ）▽構成員名簿（中小企業グループ）

その他 助成の可否は、おうめものづくり支援事業専門家会議を経て決定します。

問い合わせ 商工観光課

市役所3階商工観光課

申請期間 5月15日（月）～5月31日（水）に申請書に必要な書類を添付して商工観光課へ持参してください。

※申請の際は、なるべく事前に連絡をしてください。

その他市長が必要と認める書類

事業区分	事業メニュー	助成内容	助成期間	対象
新分野進出支援	新分野開拓のための研究助成	補助率 3分の2以内 限度額 100万円	1年	市内中小企業 市内中小企業グループ
	新製品・新技術開発助成	補助率 3分の2以内 限度額 200万円		市内中小企業グループ（同一事業者による、連続した年度での申請は不可とする）
特許・ISO取得支援	特許取得助成	補助率 3分の2以内 限度額 50万円	1年	市内中小企業 市内中小企業グループ
	ISO認証取得助成	補助率 3分の2以内 限度額 30万円		市内中小企業 市内中小企業グループ
人材育成支援	後継者、従業員の 人材確保・育成事業助成	補助率 3分の2以内 限度額 10万円	1年	市内中小企業 市内中小企業グループ 業界団体等
	技能者育成事業助成	補助率 3分の2以内 限度額 10万円		市内中小企業 市内中小企業グループ 業界団体等
地域ネットワークづくり支援	企業間交流事業助成	補助率 3分の2以内 限度額 20万円	1年	市内中小企業 市内中小企業グループ
	販売促進事業助成	補助率 3分の2以内 限度額 50万円		市内中小企業 市内中小企業グループ
創業支援	開業時施設整備助成	補助率 3分の2以内 限度額 100万円	1年	中小企業
工業地域等進出企業支援	工業地域および工業専用 地域進出企業等助成	補助率 2分の1以内 単年度限度額 50万円	3年	中小企業（ただし、青梅市 企業誘致条例に基づく奨励 金を受ける者を除く） 施設所有者
青梅ブランド支援	青梅ブランド創造	補助率 3分の2以内 限度額 30万円	1年	市内中小企業 市内中小企業グループ等
資格取得支援	資格取得補助	補助率 3分の2以内 限度額 6万円		市内中小企業
多摩産材活用支援	多摩産材活用補助	補助率 3分の2以内 限度額 10万円		市内中小企業 市内中小企業グループ等
新規雇用者育成支援	新規雇用者育成助成	補助率 3分の2以内 限度額 10万円		市内中小企業 市内中小企業グループ 業界団体等

同一事業区分での複数申請はできません。